

平成 30 年度における被措置児童等虐待事案の状況について

令和元年 6 月 12 日

児童福祉法第 33 条の 16 及び同法施行規則第 36 条の 30 に基づき、平成 30 年度における茨城県の被措置児童等虐待の状況について、次のとおり公表します。

1 被措置児童等虐待の状況（平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）

通告受理件数	事実確認結果			備考
	虐待該当	非該当	判断不可	
1 件	1 件	0 件	0 件	

2 虐待該当事案の状況

被害児童性別		被害児童年齢階層			
男子	女子	乳幼児	小学生	中学生	高校生以上
0 名	1 名	0 名	0 名	1 名	0 名

虐待の種類	施設種別	職員等の職種	県が講じた措置
性的虐待	社会的養護 関係施設	保育士	改善勧告

※ 県では受理した案件について関係施設等を訪問し、施設職員等及び児童からの聞き取り調査により事実確認を実施しました。調査結果を茨城県社会福祉審議会児童専門部会児童処遇部会に報告し、同部会の意見を踏まえ、虐待該当と判断し、施設等に対して再発防止対策の徹底を指導しました。

【被措置児童等とは】

児童養護施設や乳児院、児童心理治療施設などの施設に入所している児童や里親に委託されている児童などのことをいいます。

【被措置児童等虐待とは】

被措置児童等が、施設職員や里親などから、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（養育放棄など）又は心理的虐待を受けることをいいます。

【社会的養護関係施設とは】

乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設